

# 政治倫理条例検討会会議録

## 1 開会年月日

令和8年6月2日（火）

## 2 開会場所

第一委員会室

## 3 出席委員（15名）

会 長	名 取 顕 一
副 会 長	田 中 香 澄
議 員	宮 野 ゆみこ
議 員	高 山 かずひろ
議 員	石 沢 のりゆき
議 員	豪 一
議 員	浅 川 のぼる
議 員	山 田 ひろこ
議 員	宮 本 伸 一
議 員	海 津 敦 子
議 員	たかはま なおき
議 員	金 子 てるよし
議 員	白 石 英 行
議 員	上 田 ゆきこ
議 員	浅 田 保 雄

## 4 欠席委員

な し

## 5 委員外議員

議 長	市 村 やすとし
副 議 長	高 山 泰 三

## 6 出席説明員

な し

## 7 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一  
調整担当主査 下 笠 由美子  
庶務係主査 牧 野 礼 奈  
議事調査主事 阿 部 隆 也

## 8 協議事項

### (1) 本日の付議事件

協議事項1 第1回政治倫理条例検討会検討会意見の振り返り

### (2) その他

---

午後 3時02分 開会

○名取会長 皆さんおそろいですので、それでは政治倫理条例検討会を開会いたします。

議員の方は、全員御出席をいただいております。

オブザーバーとして、議長、副議長に御出席をいただいております。

---

○名取会長 本日の検討会の運営についてであります。協議事項が1件です。会長といたしましては、おおよそ1時間目安に議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

---

○名取会長 協議事項に入ります。

まず、第1回政治倫理条例検討会意見の振り返りということで、議題にさせていただきます。

初めに、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明をさせていただきます。

資料1、政治倫理条例検討会意見まとめを御覧ください。

こちらは、第1回の会議中と会議後の意見を時系列にまとめたものです。意見だけをまとめさせていただきましたので、資料の確認などのやり取りの部分に関しては記載をしておりません。内容については、要約してあるため、詳細については会議録で御確認いただきたいと思います。

2ページを御覧ください。

11番目以降は、会議の終了後にいただいた意見となっております。

終了後の意見のみ御紹介いたしますと、11番は、研修について、議論の前に特定の研究者による研修を行うと、その意見に条例が引っ張られやすくなって、文京区に必要な内容とならないおそれがあるため、議員が自分の意見を持ってから、講師を招聘したほうがよいという御意見。

12番は、スケジュールについて、他区が10回以上の会議を重ねて文案を作成しているものを、4回で十分な議論を尽くすことは難しい。また、回数を増やす際には、議会前や議会中の多忙な時期に設定することは控えてほしいという御意見。

13番は、会議をオンラインやメールで補完する案については、メールでは難しく、他会派の意見が見えなければ適切な対応ができないという御意見となります。

説明は以上です。

○名取会長 ありがとうございます。

今、事務局から説明していただきましたけれども、会長の私とすれば、第1回の検討会で話が出ていました、10番目の政治倫理条例を検討する目的について、これから本格的な議論に入る前に、メンバー全員で共通認識を持っていたほうがいいのかなどというふうに思っております。ということで、前回、この10番の意見を出していただきました白石議員より御説明をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。あ、11番か。

(「意見の番号……」と言う人あり)

○名取会長 意見の番号で言うと、10番の目的というやつですね。公職選挙法の違反等というやつですね。はい。

では、白石議員、お願いします。

○白石議員 御指名いただきまして、ありがとうございます。

私もちょっと、第1回目のとき、あまり資料を持ち合わせてなくて、頭の整理ができてなかったんですけど、四、五分時間をいただいてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、この政治倫理条例の策定に当たって、私、前議長のときに、改選後すぐに様々な区民の声があって、その議会対応していく中で必要ではないかということで、途中で幹事長会にかけ、議運懇にかけさせていただいて、その結果が戻り、今現在に至っているというふうに認識しています。

まず、スケジュール的には、幹事長会、議運懇もそこまで議論された年月というのは、多分1年以上にかかっているんで、スケジュール的にはそのぐらい時間をもってしっかりと議

論を進めていただきたいなというふうに思っています。

このような場所を設置された懇談会の御意見というのはすばらしくて、いわゆる様々な区民からいただいた指摘について、私たちがこうやって議論することで、改めて信頼を得る機会をこの場で構築できるのかなというふうに思っていますので、そういう時間もしっかり設けていただきたいなと。

その上で、皆さんと共に価値観を一緒にして、コンプライアンスを向上していくというのが、文京区議会の流れなんだろうというふうに認識しています。

で、入り口部分の政治倫理条例をつくる、つくらない、要るか、要らないかといったところは、他区とは文京区はちょっと違うというところはまずあると思っています。それは、自治基本条例が制定されたときに、文京区議会も参加をし、文京区議会のところをしっかりと盛り込ませていただいた経緯があって、その文章を引っ張り出すと、24条に、区議会議員は、区民の代表として、品位と名誉を保持し、自己研鑽に努めるとともに、常に区民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務遂行に努めるということが書かれていて、これをしっかり守っていけば、文京区議会としては、倫理上問題ないのかなというふうに認識していましたが、今般、3年前から、様々な区民の御意見というのは、幾つか、この場ですから例を出させていたきたいと思っていますけど、まず、前回、金子委員のほうからも贈収賄という話がありましたが、大きな問題として、他区の贈収賄とは違うかもしれませんが、金券について受理したのではないかとか、供花が飾られていたとか、イベントの際に寄附をしているとか、枕花が贈られているのではないかとか、会議室の使用料を持ったのではないかとか、お礼として品物を贈っているのではないかと、委員会での表現が適切ではないのではないかと、根拠のない発言ではないかと、区民を誤解させるような発言になっていないかと、SNS上で一般の方を批判するようなことになっていないかと、主催者に無許可で場所を取って宣伝行為を行ってはいないかと、パワハラを行っているのではないかと、暴行した場面を見たというところと、最近ではあったんですけども、様々そういうことを1点1点、小さいながらも積み上げると、これは文京区議会としては見過ごすことは当然できないだろうというふうに認識しています。

その上で、文京区議会として、他区の事例の条例ではなくて、皆さんがどういう方向でつくり上げていくかというのは考える必要性があるのではないかと考えて、この間ちょっと御提案をさせていただいたということがありますので、懇談会のほうでは、この会をもって政治倫理をつくっていくんだというところで、私たちが選ばれた委員ですので、しっかり議論

していきますけれども、先般配られたような資料が先にできてしまうと、どうしてもそっち側のほうにいつてしまうので、あくまでも文京区としての今の認識をみんなで共有し、その上で、どういうところを目的とし進めていくかというのは、座長のほうで進めていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○名取会長 ありがとうございます。

それぞれの委員の皆様からも意見を聞きたいんですけども。

どうぞ、金子委員。

○金子議員 今、白石委員から、この間の経過と、それから具体的に、今期議会の中で議員の方々の行動、具体的なね、かなり具体的に説明が、整理していただいたかなというふうに思います。それらは、端折って言えば、こういう政治倫理条例を検討する、やっぱり立法事実になっていて、それをどう扱うのか、どう処理するのかということを、条例の中で、全体が一致する形で取決めをつくっていけばいいんじゃないかなというふうに思います。

その出発点として、「文の京」自治基本条例、24条ですか、出されましたけれども、そこに出発点を置こうというのが、幹事長会、懇談会かな、などで確認をされた出発点ですので、そういう整理でよろしいんじゃないかというふうに思います。

ただ、倫理と法規範は別なので、そこだけ頭の中の整理はしておいたほうがいいと思うんですね。すなわち、刑事罰を受けるような、やはり犯罪ということになりますと、構成要件、つまりこういうことをやったら罰が出ますよという構成要件、それからそれが実際に違法性があるのかと、実質的な違法性ですよ、それからそれを罰したときにちゃんと分かっているのかと、分かっているって、責任というふうにいきますけれども、帰責性とかいきますけれども、構成要件の該当性、それから違法性、それから責任能力という3つがそろって、初めて犯罪、刑事罰に相当するということになるわけです。

倫理を問うというのは、それ以前の話で、逆の説明の仕方をすると、そういう3つの犯罪の構成要素が1個でも欠けていたら犯罪にはならないわけですね。当然、捜査機関なども動かないわけでありまして、しかし、議会というところは、住民・有権者から負託を受けた人たちが、一定期間ですけれども、活動するという以上、3つの犯罪の構成要素を満たしてなくても、当然、法規範じゃなくて、倫理という水準で自ら戒めをすると、自ら説明をします。それは、事実的ルールをつくって対応するということが必要だということで、今、いろんな自治体の議会でも倫理条例がつくられているんだというふうに思うんですね。

だから、そういう点では、そういった経緯を、先ほど白石委員が整理されたような事実関

係を踏まえて、倫理の基準を条例化するという事で進めていくという事でよろしいんじゃないかというように思います。そのときには、これは犯罪や刑事罰とは別の水準、別の規範なんだということを、頭の中を整理してやるのが大事だというふうに考えます。

もうこれで終わりますけれども、そういう点でいくと、目的を決め、具体的にはこの倫理条例を考えるときに、ではどういう場合に、今後決める倫理条例の手続が発動するのかと、その要件ですよ。具体的には、政治倫理審査会などの開催要件などを決めるというところで、具体的なそれぞれの会派や議員の皆さんがどこまでこの倫理を求めるかということが諮られるんだと思います。そこは抽象的に議論してもなかなか決まらないので、倫理審査会の開催要件などを具体的にどう考えるかというところに議論を集中させていくというようなことでもって、一定、合理的というか、方向性やスケジュール感も見えてくるのではないかと思います。

ただ今回、前回意見が出ていたように、忙しい時期も議員の皆さんそれぞれありますので、その辺はスケジュールありきじゃなくて、文京区議会がこの間直面した体験との関係で、必要な倫理、規範として何がふさわしいのかというのは、ちゃんと落ち着いて議論できるようにしていただければと思いますけれども、考え方としては、私たちはそのように思っています。

○名取会長 ありがとうございます。

白石委員。

○白石議員 金子委員から、まとめていただいてという話なんですけど、私、発言した内容は、ごく一部になりますので、ほかにも多々あるというのは、どういうふうな取扱いをするかというのはあるかと思いますが、その辺は御認識をよろしくお願いいたします。

○名取会長 海津委員。

○海津議員 先ほど白石さんのほうからまとめていただいて、要は、自治基本条例、先ほどおっしゃったようにつくるときに、区議会、議会たるものというか、入れていただいた。これ憲法みたいなもんですよね、自治基本条例は、というふうに私は理解しています。

一方、今回、政治倫理ということは、議員自身の具体的な行動基準だと思いますし、また、何を対象にして、どこまで実効性を持たせるのかということがここから始まっていくところだと思っています。

それで、私、どうしても言いたいのは、そここのところで、例えば私は供花をやりました、で、認めています、やりました。でも、辞めなさい、何で辞めないんですかとしつこく、し

つく、非常に脅迫のように言われたこともありました。でも、一方、ほかの人はそのようにしていても違うと。何が申し上げたいかという、どこの立ち位置にいる会派なのかとか、そういうところで、責められ方というんですかね、言われるところが違ってきちゃうというところも私は実感いたしました。これ体験ですから。

ということなので、ここから申し上げたいのが、何を対象にして、どこまでの実効性を持たせるのかというところが、どこの会派にあれしているとか、主観とかそういうようなところでジャッジされるようなものではなくて、きちっと、本当に議員一人一人ですよ、34人一人一人が選ばれていくところですので、その中で議員の行動基準、そこに対しては明確な基準のもので、実効性を持たせていくんだということが確約されて、初めてみんながそのところで安心してというか、数の力に入っているところでは、ああ大丈夫、大丈夫、そこは、かばってあげるよみたいな形になってしまっはまはずいしと私は思っているところです。

なので、しっかりとそのところを意味ある、本当に実効性がある政治倫理になって、私自身も含めて、具体的な行動基準がしっかりと持てるようになるというのは理想的だと思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○名取会長 どうぞ皆さん、御意見いただきたいと思ひますので、上田委員、いかがですか。  
いやいや、こういう順番でいこうかなと。

○上田議員 今、海津委員がおっしゃったように、やっぱりダブルスタンダードだったりとか、議員とかによって対応が違ふとか、客観的な証拠もないのに言われるとかというような状況というのは、ある場合も、ない場合もあると思ひますけれども、申告に基づいて客観的な証拠もないのに、倫理に関して何らか言われるとかというような状況とかも、とても、何と  
いうか、恐ろしくもありますよね。

○名取会長 恣意的に動かせちゃうところも出るといふかね。

○上田議員 そうですね。特に、例えば全協のところとかで、すごい大きい声で怖いとかと思ふときがあつたりしても、その議員さんは誰にも言われぬのに、何の客観的な証拠もないのに言われたりとか、そういうような全然ばらばらな基準で批判されたり、俎上に上がった  
りするといふのは、やっぱり率直に一議員として怖いと思ふので、そういうことがないよ  
うな、公平性のある、でもみんながそれなりに文京区議会議員として品位ある行動を心がけ  
ようと思へるよふな、そういうものであつたらいいなというふうに思つております。

○名取会長 ありがとうございます。

浅田委員、いかがですか。

○浅田議員 上田さんは上田さんのそういう認識、私は尊重しています。

で、先ほど白石委員のほうから、文京区は文京区的なというような趣旨もあったと思うんですね。私は、よく他の自治体、特に東京都23区とか多摩のほうの方とのちょっとお付き合いもあって、いろんな事例を伺うことがあるんですね。そのときに、事例として、先ほど白石委員が言われたようなことが、非常に重く受け止める自治体もあります。もっと言えば、さっき白石委員が言われるような事例が一つあれば、もう即、問責決議というような自治体もあるんです。

一方で、文京区のように、どちらかというところ、みんなでちょっと話し合っというような解決の仕方もあると思うんですね。ところが、区民の側からしますと、今、結構、意見はかなり厳しくなっているんですね。したがって、本当に議員一人一人の行動が、一つ一つが、大きい、小さいを言うわけじゃないんですけど、一つとっても、即、責任イコール、議員としての、何というの、役職を問われる場合もあるんですね。これ、他の自治体を見ているとありますね。

ただ、何でもかんでも厳しくやれば良いというものでもないし、先ほど上田さんが言ったように、事実関係抜きに噂話で言っている場合も散見されます。

そういうことをきちっと、私は、事実に基づいて、区民の方の前に、堂々と文京区議会はこのことは一切しないということも、あるいは仮に起こったって、きちんと対処しますと、こういうふうに対処しますというのを明確になるような、今回のこの議論を通じてね、なれば、そういう努力をちょっとこの場でしたらどうでしょうかというのが意見です。

○名取会長 ありがとうございます。

宮本委員。

○宮本議員 公明党として、いろいろ考えて相談、この場に臨むに当たって、話をしてきたんですけども、やはり、先ほど白石委員の話にもあったとおり、区民の皆様からこういったしっかり議会が、議員が自らしっかり示していくということが大事だということで、この条例を策定するということがまず一番大事じゃないかと。それまでに、多分、先ほどお話があったように、倫理審査会をどうやって開催するか、その要件とか、倫理基準の内容とか、皆さんの御意見、結構、様々あると思うんですけども、何とか策定をします。その上で、もし見直しが必要なら、また議会で見直していくということで、まずは議会の決意の表れを、この条例策定ということで示していきたいというのが公明党の考えであります。

以上です。

○名取会長 浅川委員。

○浅川議員 白石先生が最初お話ししたとおりで、前回の資料に結構自分も引っ張られたかなというのもあるんですけども、もっとリラックスして考えれば、政治倫理条例、これ、要するに区民から見た場合の視線としては、区議会議員としてしっかりと区のために働いていただきたいと、それで裏切るようなことをしてほしくないって、大ざっぱに言えばそういうことなのかなと。

それに対して、どういう目的でこの条例をつくっていくかということ、まず区民の方に恥じないような、その目標を持って、目的を持ってやっていくということ、ではどういふふうにしたらいいのかということは、それに対する基準というんですかね、こういうふうやって、それで区民のために仕事をしていく、決して区民を裏切らないと、そういう基準があるんですよということを決めるということと。

あと、ちょっと耳が痛いのが一つ入ってたんですけど、兼業。でも、それを知りたい方もいるんだなと。財産までは言わないかもしれないですけど、我々もちょっと疑いがかけられるような仕事をしているので、もちろんそうならないように選管には通してありますけれども、要するに、役員をやっていけないとか、役所と直接、自分の名前を出して契約してはいけないとか、そういうところもまさに区民の方々が疑わないような内容が入っているんだなというふうにも思いました。

あとは、何か区民の方々が議員に対して期待できるようなものをしっかりとふだん働いて示しているのかどうかというのを、おかしいんじゃないかなといったときに、それを審査する会があって、そういうふうにしてから、ではそれ一つ一つを組み立てていけばいいのかなど。

ただ、具体的にどうなんだという、まだ私も2期目なので、議論しっかりとしていってはいないので、この会にすごく勉強させていただけるのかなと思って期待をしながら、御意見をまた言わせていただければなというふうに思います。

以上です。

○名取会長 山田委員。

○山田議員 私からは、この政治倫理条例ということに関しては、文京区議会として、また議員として、やっぱり品位を持って我々は仕事をしているということは、絶えず頭にあるし、そういうような見られ方はしたいと思う。そのためには、しっかりとこういうものを持って仕事をしているんですよという意味では、すごく進めていくべきことであるんですね。

今回、先ほど供花の話とか出ましたけれど、私は、このいろんな幾つかの事例を挙げた中で、議員が不倫しちゃっていいんですかって、ごめんなさい、具体的な例で。すごくそのところは私は触ったんですね。で、周りから、そういうことをしていても議員をやっているんだとかと言われると、同じ議員の仲間として、世の中はやっぱりそう見るよなとか、これ議会人じゃなくても、例えば一般人だったとしても、男性からのそういった見方、ごめんなさい、具体的になるの、不倫ということに関しては、男性は若干、男の勲章じゃないけど、そんなように捉えてしまうところがあるのかなと。女性にしてみたら、ないですよ、ないですよ、もちろんないですよ、言い切らないですよ、だけど、女性にしてみたら、許さないわよ、とんでもないわよというのが、大体世の中って、どっちかという、そういうバランスの傾向にあたりして、私は何が言いたいかというと、見方というのは結構違うんですよね。これ倫理だから。法規だったらしっかりと言葉に書いてあるけれども、倫理ということで、価値観だったりとか、内面的な、羅針盤的なものがあるので、非常にそういったことをジャッジするんでも、倫理ということ念頭に入れて活動するに当たっても、しっかり今回の条例をつくるのであれば、しっかりと一つ一つ具体例というのかな、こういうことはしない、ああいうことはしないというようなことをちゃんと明記しないと、同じことが起きてしまう可能性もあるので、そういったことをしっかりとつくっていくのが、私は、意見としては付け加えたいと思います。

○名取会長 具体的な条例をつくと……。

○山田議員 具体的にちゃんと書き込むということは必要なのかなというふうに思います。

(「不倫を書き込むの」と言う人あり)

○山田議員 それと不倫……、だから、そこは考えていきたい。でも、それって人によっては、別に不倫が何がいけないんですかというパターンもあるじゃないですか。例えば、供花は駄目は書けるけれど、不倫が駄目って書けないですよ。倫理的に何か不倫って書けないですよ。でも、本当はその部分って、どうかして突っ込んで、ちゃんとしていかなければいけない部分の一つでもあるんですよ。だから、そういったところもしっかりと考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

○名取会長 石沢さん。

○石沢議員 私もこの政治倫理条例の検討委員会に加わせていただいて、皆さんの先ほどのいろんな議論も聞いていまして、やはり倫理を問われていくということで、倫理というのはかなり漠然としたような話なんですけれども、やっぱりそこで具体的なそういう事例とかを

挙げて、そういったことをすればやはり問われるということをきちんと書き込んでいくというのは、それはそれなりに必要なのかなというふうには思います。

で、この議論にいく過程の中で、具体的に起こってきたのは、やっぱり供花の問題だったり、それから贈り物を贈ったりだとか、先ほど事例が挙がりましたけれども、そういった問題がある意味議論の出発点になって、この倫理条例をつくらうという議論にきているのかなというふうには思います。

ですから、やっぱりそういったことでの起きた出来事に対しての条例づくりということになりますので、今、起きた問題に、まずはそこでしっかりと議論をして、具体的に、ではそこで贈り物を贈ったとか供花を贈ったということで、こういう事例だったら倫理条例に問われるよねというような、やっぱりそういったようなルールづくりというものを一つ、まずは先に議論としては進めていくことが私としては必要なのかなというふうに思っているところです。

○名取会長 具体的なところから入っていく……。

○石沢議員 まあまあ、そういうことです。起きた事例がやっぱりあるわけですので、やっぱりそこで一つ議論していくのがいいのかなと。

○名取会長 金子さん、もう一回、いい、大丈夫。海津さんは、大丈夫、はい。

では、高山さん。

○高山（か）議員 ちょっと石沢さんとも近いんですけど、倫理の基準と罰則というのをやっぱりしっかり明確にここはしたほうがいいと思うんですよね。

あと、そういうふうに区民の方からの訴えとかあったときに、調査検討委員会なりやっぱりメンバーを集めて、例えば調査して、もちろん御本人に弁明の機会も与えるような委員会にして、でも最終的には、罰則を与えるというよりは、説明責任をしっかりと果たさせるということにして、区民の負託を受けたとはいえ、最終的に自分の身の置き方については御自身がしっかりと判断して出すというのが私はよろしいのではないかなとは思っています。

○名取会長 宮野さん。

○宮野議員 すみません、ちょっと座ったまま失礼します。

皆さんの意見に私も異論ないんですけども、私としては、倫理というものは、本来、選挙に出る人間として、しっかり倫理観を持って、区民の方に信頼していただける一人の人間として、日頃の生活を送るとか、活動を行っていくということは、本当に個人の責任というか、本来は各自がしっかりと倫理観を持って行動していくものだと思うんですが、やはりこれ

までのいろんな経緯を鑑みると、区議会として、区民の方から区議会としての対応を求められることというのが結構増えているのかなという、最近の印象ですので、そうした場合のきちんと指針となるような条例がつくられることはすごくいいことだと思っております。

一方で、先ほど浅田委員や上田委員からもあったように、カスタマーハラスメントの問題も最近大きくなっていて、中には悪意を持って攻撃してくるような方もいると思いますので、逆に、そうした場合にも指針となるような、事実関係に基づいたことがきちっと調査できるような、先ほど説明責任というようなお話もありましたけど、そういった適切な判断を議会として、していけるような条例になるように考えております。よろしく願いいたします。

○名取会長 たかはま委員。

○たかはま議員 すごく丁寧に皆さんの意見を聞きながら議論が始まっているかなというふうに感じておるところで、倫理は何なのかみたいのところから皆さんと共有して、一步一步やっていくというところは重要ですよというのは、前提には立っているんですけども、一方で、前回の議論のときに出たスケジュールの案で見ると、例えば今期中に条例案提出までいくと仮定した場合には、今回、条例構成等の検討の2回のうちの1回を使っちゃっているわけじゃないですか。そうすると、全然無理ですよというところになってくる。もう少し、スピード感がどうなのかというところは考えていきたいなというふうに思っています。丁寧に議論するべきだという考えは当然ですけども、一方で、やろうと思えば、さっき石沢さんからお話がありましたけれども、もう少し具体像を見ながら、皆さんで、ではこういう場合どうなのかとか、こういう事例だったらどう対応したらいいのか、文京区議会としてということを考えてもいいんじゃないかなというふうに私は感じております。

一方で、最近いろんな御意見、本当にいただいている中で、我々がどうあるべきなのかというところと、併せて区民の皆様からどう期待されているのかというところを話し合う機会というのは重要なところではありますので、前回も私は主張したとおり、省けるところはメールで共有するなど、時間をもう少し短縮しつつ、重要なところを皆さんと一緒に共有できればなというふうに思っています。

以上です。

○名取会長 豪一委員。

○豪一議員 初めて参加します。皆さんのお話がごもっともだというふうに感じました。やはりたかはまさんも言いましたけど、僕は、基本的に倫理条例あってもなくてもいいと思うんですよ。それこそ、宮野さんが言ったように、議員になるときに、もうそんなの把握しとい

て、倫理ができてない人が議員になっちゃいけないんじゃないかというふうに思っているからね。私も以前、被害者になって風評を言われたことがあるんですけど、まず議員は、区民から指摘されたら、やっぱりそれを自分の中で解決すればいいんじゃないかと。説明責任も自分でしっかりとすると。だから、そういう意味で、条例があってもなくても僕はいいと思うんだけど、つくるんだったら、調べればすぐ分かるけど、地方自治体だって、4割が倫理条例がもうあるというところですから、さっさとチャットGPTとかコパイロットを使ってたたき台をつくって、アップデートしていけばいいんじゃないかと、その都度話し合っていけばいいんじゃないかというふうに考えているので、今期中にもし本当につくるんだらば、タイムテーブルをしっかりとつくってもらって、その計画どおりにしっかりと進めていただきたいというふうに感じました。

○名取会長 副委員長、ありますか。いいですか。

今、皆さんから一通り御意見を聞かせていただいて、基本的に向いている方向は一緒だろうなとは思いました。ただ、そのやり方ですよ。これからこの会議体をどうやって進めていくかということで、今、幾つか方法が出ましたし、今、たかはまさんとか豪一さんが言ったように、他区の例というのはもう調べてありますし、皆さんの資料にも渡してあります。ただし、これあくまで他区の例なので、それについては、文京区らしいものをつくろうということで、この会議体が始まっているので、取りあえず今日の私の思いとすれば、共通の認識の上で、この倫理条例をつくっていく上での土台をみんなが同じ方向を向いて前に進んでいく土台づくりになればいいのかなというふうに思っているんですよ、今日の会議は。

で、この後の進め方については、どんな方法がいいかというのは、今日まだあと20分ぐらいあるので話を聞いて、次回までに方向性というか、事務局に作ってもらう資料も含めて、お願いしたいなというふうに思っています。

さっき石沢さんが言ったみたいに、具体的なものを織り込んだほうがいいのか、それとも非常に抽象的な文言で、どうにでも取れるというのものもあるじゃないですか、中には。というふうにしていって……。

(発言する人あり)

○名取会長 いやいや違う、だから門戸を広げるといふか、事細かに事例を並べていくと、はぶれる事例って絶対あるじゃないですか。区民からのいろんな話っていっぱい来るわけだから、議員に対しての様々な意見というのは。それで、これはまずいだろうとか、これはいいんじゃないのかなという、物差しの尺度というのがあるような条例に私自身はしたいなと

思っているんです。私自身、物差しの尺度。だから、全部明快に、罰則規定じゃないけれども、これに違反したときにはこうなりますよというのを全部つくるというのは、私の思いの中にあまりないんですよ。それは、もちろんみんなとやりながらやっていっていいんですけども、私の中には、そこまでの思いはないんですよ。

ただ、今回みたいにいろんな話が出てきたときに、今まではこういう検討する土台がなかったことで、幹事長会をやったり議長の下に集まって議論をしたりとあって、なかなか対応するのに時間がかかったということも今まであるので、この二、三年の間に。そのときに、そういう事例が出たときに、ここにこう書いてある、このとおりにやりましょう、では倫理条例の、みんな集めて話をしましょうとか……。

(「会長……」という人あり)

○名取会長 白石委員。

○白石議員 会長の意図は分かります。だから、さっき金子さんも言いましたけど、法規との関わりがあるので、その言葉の項目があって、この事例についてはここに入るよね、この事例については入らないから、5番目、6番目のここに入れるようにしようとか、そういうふうなのをやったらいかがですか。だから、例えば事例というのは、もう一回調べてもらって、他区ではどんな事例があったのか。うちの場合は、もう今まであったことではなくて、こんな事例が考えられるという形で1個1個出して……。

(「事例ベースでやるんですか……」という人あり)

○白石議員 事例ベースでやりたいという話もあって、今、会長がそういうふうに話があったから。それで整理していくという……。

(「いいですか」という人あり)

○名取会長 豪一委員。

○豪一議員 倫理条例をつくるときに、事例ベースというともものすごいたくさんあると思うんですよ、全国の何かそういう事例といたら。そうすると、結構もう収拾つかなくなるので、取りあえず、それこそAIにつくらせてみて、いや、結構いいものをつくると思うんですね、ちゃんと。AIにつくらせてみて、で、全国の主立ったところの自治体の条例とみんなと比べる会議とかをやって、少しずつすり合わせれば、で、そこまでどんぴしゃに、正確にすばらしいものというのはできるはずがないんだから、初めから。たたき台ぐらいな感じで作れば、もしつくるつもりでタイムテーブルをつくっていらっしゃるんだしたら、そういうことはやっぱり進めていかないと。

白石先生、今、おっしゃっていましたが、やっぱり法規とも照らし合わせて、しっかりと詰めていくという作業にもう入っていかないと、このスケジュール感覚だと、検討会3回目と検討会11月と2月って、あと残り3回じゃとてもできないですよ、このペースだと。いや、つくらないんだったら別にいいんですけど、つくるんだったらもうやっていかないと間に合わないんじゃないかなと。

○名取会長 海津委員。

○海津議員 一つ、今期にしっかりと作成まで、完成までさせるのかどうかということの一つのポイントになるのって、今、委員長がおっしゃったような、より具体的なものを入れちゃうとということ、それ、でももうちょっと具体的にというところだと思うんですけど、私はどっちもだと思っているんだけど、例えば地位の利用の禁止、議員がその立場を利用して職員に圧力をかける。それから、特定の業者を優遇する。特定の人を採用を求める。これって議員の立場を利用しているじゃないですか。で、具体的ですよ。

不当の口利きの禁止。例えば、補助金を出してほしい、契約先に選んでほしい、指名業者に入れてほしい、これも具体的じゃないですか。

次は、ハラスメントの禁止。それは対職員とか、ほかの議員、区民、事業者などというもの、これも分かりやすい。

それから、利害関係の透明化。例えば関係団体の役員とか、報酬を受けている団体、それから近親者の経営する会社などについて、一定の公開を求める。まあ、やるかどうかですよ。ということとか、それから契約関係のルール、請負とか、それから贈答、利益供与の制限というようなことが、今ので十分具体的だと思うんですよ。だとすると、委員長がおっしゃっているところも漏れなく入るところが入ってくると思うし。

ただし、この中に大事なことって、やっぱりこのところを、申立てが来たときに私たちが審査をするんじゃなくて、やっぱり第三者の審査とかそういうのも入れる必要があるのかどうかということも、やっぱり私たち内部が内部をあれするということの難しさみたいなのも、今期するのか、しないかも含めて、考えていく一つの過程の中に入れていかなくちゃいけないんじゃないかなと私は思います。

○名取会長 何かあったときに答えを出す第三者委員会みたいな感じ……。

○海津議員 あったほうが、私たちだけで決めたんじゃないよねって、あの人だったら、やっぱりあそこの関係からすると、かばわれたのねじゃなくてといったところも含めてやるっていかないと。

○名取会長 上田委員。

○上田議員 確かに私も、最近、口利きとか企業とか人事とかの口利きに関して噂で聞いたことがあって、とっても心配だと思いましたし、それは議員さんじゃなくて、もしかしたら職員さんも分からないでいらっしゃるかもしれないので、入れたらいいなと思います。

○名取会長 その文言はね。はい。

金子委員。

○金子議員 今の話というのは、この資料の3の5の政治倫理基準みたいな話になっていると思うんですけど、その前に目的があって、その政治倫理基準の具体的な中身という話に、順番としてはなと思うんですよ。ではその水準をどうするのかというのはちょっと置いておいて、この政治倫理条例の全体の構造というのは、いろいろ事があったときに、事という言い方をしておきますけれども、事があったときに、議員が自ら説明すると。説明する場を公につくっておくと。その公の場が政治倫理審査会とかということになると思うんですけども、その場が発動する要件というのは何なのかというのを決めていくというところにあるんですけども、いずれにしても自ら進んで説明するというところに眼目があるというふうに思うんですね。

だから、その構造をつくるという点については、全体で早い段階で一致をすることが必要だと思うんです。それで、自ら説明するわけだから、これに対する措置というのがこの資料の後ろのほうに出てきますけれども、例えばそれについては、罰ではないわけですよ。罰というのは、何か悪いことをしているんだったら刑罰とかね、いう話になるけれども、倫理に基づいて何かを対応するわけだから、それは罰ではないんですよ。ちょっと言葉上の問題ですけども。だから、措置というのは、辞職勧告とか例があるというのを書いてありましたけれども、それはどういう水準の措置を条例上想定しているかということ、一番最初の目的とか政治倫理基準をどこまで自ら説明するという定義にしておくかということによると思います。

ただ、注意しなければいけないのは、自ら説明をする構造をつくるというふうにしても、条例化すれば、それは発動させることによって、恣意的な運用が可能になる、そういう余地が出てくるんだと思うんです。その要件が簡易であればね。あまりその措置を、政治倫理審査会を動かす要件が、ハードルが高過ぎると全然機能しないじゃないかということになると。そのバランスが非常に難しいと思う。だから、先ほど私、冒頭に言ったように、政治倫理審査会を開く要件、そして政治倫理審査会を開くに値する出来事というのを、どういうことを

想定しておくのかということについては、今まで起きたことを念頭に、こういうレベルで、一定のレベルで発動させようということについては、よく議論が必要だというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、恣意的な発動、やはり議会というところは、住民の皆さんのいろんな意見を皆さん持ち寄って質疑、議論を闘わせるという側面がありますよね。そうすると、やっぱり対抗関係になるというのが当然あるんです。それは当然なのでね。それは質疑の中で、議論で行えばいいんであって、恣意的にこれが使われるということについては、仕組み上、排除というか、使えないように、そういう配慮も必要だし、それについて考えるのであれば、今、政治倫理条例が、世の中で半分ぐらいの自治体で、議会というのがありましたけれども、こういう使い方はよろしくないねというような事例も世の中にありますのでね。それは僕ら、そうだなと思うのが幾つかあるんですけども、そういうことなんかもよく踏まえてつくる。そのためには一定の時間が必要だというふうに思いますけれども、結論としては、今、言いたかったのは、自ら説明して、対応するルールを決めておくということでは、政治倫理審査会の開催の基準を考えるというところに焦点を当てていけばよろしいんじゃないかなというふうに思います。

○名取会長 宮本委員。

○宮本議員 ありがとうございます。今、金子委員がおっしゃったように、そういったところが本当に肝になってくると思うんですけども、その意味では、今回この資料3を作っただいて、各自治体の共通的なものを並べていただいているので、こういったことをまずは各委員が賛同するのか否かとか、そういう大枠を合意を図っていきながら、最終的に、さっきおっしゃったような肝の部分ですね、倫理基準の内容とか、審査会をどうやってやるかとか、そういったところに時間を使っていけばいいのかなと思いますので、今回のこの資料3を基に検討を進めていったらどうかと。

以上です。

○名取会長 ありがとうございます。

はい。

○高山(か)議員 そういうところでいくと、公職選挙法は罰則がありますよね、政治倫理というのは罰則がない。ただ、区民から疑念を持たれて、でもなかなか発動しない公職選挙法にもやもやしている区民の方がいらっしゃるところでの意見もあると思うんですよ。ですから、公選法を軸に疑わしい場合は、しっかりとやっぱり説明責任、僕は金子さんの意

見にも賛成なんですけど、と、透明性をしっかり持った委員会をつくって、弁明をさせつつというのが、だから公選法を軸にやっぱりやっていくというのがよろしいんじゃないかなと。先ほど金子委員がおっしゃっていたのも、公選法に引かかるものが非常に多かったような気がしますので、はい。

○名取会長 ほか意見、そろそろ1時間たつんですけど、皆さん、よろしいですか。

海津委員。

○海津議員 あくまでも、ここの政治倫理のところは調査会、審査会というのが、何かを処罰する場所ではないことですよ。そこの弁明の場を与えるということであって、あと、各自治体の中では、住民からの審査請求、調査請求というところには、受ける、受けないということはあるけれど、あくまでも私たちは、何かをもってして、議員1人を裁く場ではないという、そこの誤解がないような、やっぱりきちっとしたものにならないと、なかなか難しいんじゃないのかなと。逆に訴えられたりとかする可能性だってあるかもしれないし、その辺、きちっと法令等と合わせてつくっていくということは大事だと思いますので、併せてよろしくお願ひしたいと思います。

○名取会長 ほかは、よろしいですか。

たかはま委員。

○たかはま議員 丁寧な議論をさせていただいて、皆さんと意見交換ができてありがたいなと思う一方で、やはりもう少しスピード感、効率のいい議論を今後進めていきたいというところは要望させていただきたいと思います。私なんかは1人会派なので、今この場で資料を見ながら会派として意見を述べるができる。皆さん、会派代表というよりも、委員としていらっしゃるわけなんですけれども、一方で、やはり会派の意見も当然あると思うんですよ。そうすると、今回の議題が何なのか、どういったことを今後発言すべきなのかといったところをもう少し事前にいただけるとありがたいなというふうに思います。

○名取会長 はい、分かりました。

よろしいですか、ほかは。はい。

そうしましたら、次回は、今、ちょうど話題に出ていた、この資料3の政治倫理条例の構成例というやつがあると思うんですけども、これについて、文言をちょっと、文言整理というか、こういう方向性でいきたいというので、この構成例を見ながら、文京区らしさの文章なり何なりとか、これは要るとか要らないとかというのをぜひ、次回9月ですので、それまでに見て検討、各委員の先生方に、お忙しいとは思いますが、見ておいていただい

て、突き合わせをしていけばいいのかなというふうに思うんですけども……。

(発言する人あり)

○名取会長 はい。ということで、よろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○名取会長 次回については、この資料3の構成例を基に、それぞれ項目ごとの賛否及び訂正文言があれば、各委員の方、持ち寄っていただきたいということで、9月の初日の本会議の後の時間にこういう会議体を設けたいと思っていますので、よろしく願いいたします。それまでに何か資料等、私のほうで気がついたのがあれば、事務局を通じてメールで送るなり何なりさせていただきますので、それも検討の材料にさせていただければと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

---

○名取会長 では以上で、第2回の政治倫理条例検討会を終了させていただきます。お疲れさまでございました。

午後 3時59分 閉会